

桑名市農業委員会告示第2号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第19条第1項の規定に基づき、農地利用最適化推進委員の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集を行うため、別紙のとおり告示する。

令和2年11月18日

桑名市農業委員会会長 南部 時 英

桑名市農地利用最適化推進委員候補者募集要項（欠員補充）

1 目的

農業委員会等に関する法律に基づき、桑名市農業委員会の農地利用最適化推進委員を募集する。

2 募集人数と地区

1人（下表の地区の欠員を募集します。）

地区名	区域
桑名地区	多度町の区域及び長島町の区域に属さない区域

3 任期

委嘱日から令和5年7月19日まで

4 身分

桑名市の特別職の非常勤職員

5 職務内容

- (1) 農地の集積・集約化に向けた活動
- (2) 遊休農地の発生防止・解消に向けた活動
- (3) 新規参入の促進のための活動
- (4) 農地の権利移動等に対する意見の提出
- (5) その他地域の農業振興に向けた活動

6 委員報酬

桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年桑名市条例第44号）に基づき支給する。

7 推薦を受ける者及び応募できる者の資格（応募資格）

農地の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、担当する地区において農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる者

ただし、次のいずれかに該当する場合は、委員となることができません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

8 推薦及び応募に係る手続き等

所定の推薦書又は応募書に必要な事項を記入のうえ、持参又は郵送により提出してください。メール、ファクシミリでの提出はできません。

(1) 提出書類

推薦による場合	農地利用最適化推進委員推薦届出書	様式第1号
応募する場合	農地利用最適化推進委員応募届出書	様式第2号

(2) 提出先

〒511-8601 桑名市中央町二丁目37番地
桑名市農業委員会事務局
電話 0564-24-1206

(3) 受付期間

令和2年11月18日（水）午前8時30分から令和2年12月14日（月）午後5時15分まで

※持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に提出することはできません。

※郵送の場合は、期日必着です。

9 情報の公表

推薦者、被推薦者及び応募者に関する情報は、提出された書類をもとに募集期間の間と期間の終了後に、桑名市のホームページで公表します。

なお、住所、生年月日、電話番号は公表しません。

10 その他

提出された書類は返却いたしません。また、推薦・応募に要する費用は、すべて申し込みをされた方の負担となります。

追加の提出書類や説明を求める場合があります。

ご不明な点等は、提出先までお問い合わせください。